

10月は『耐震促進運動月間』です！

～ 大地震への対策は万全ですか ～

建築住宅課

10月は「住生活月間」となっており、全国で住まいに関する各種イベント等が開催されています。これに併せ、岩手県では、10月を『耐震促進運動月間』と独自に定めて住宅・建築物の耐震化を促進しています。

今年度の『耐震促進運動月間』では、次の取組を中心に耐震化の促進運動を展開していきます。

取組1 戸別訪問形式による木造住宅耐震診断のPRを行います！

県・市町村職員及び建築士が、直接各住居を訪問し耐震診断の必要性や支援制度の説明を行います。

取組2 耐震対策説明会・相談会を開催します！

建築の専門家である耐震相談員が住宅祭等のイベントで木造住宅の耐震対策の必要性についての説明や、相談の受付などを行います。

取組3 旧耐震基準の大規模建築物への直接訪問による耐震対策の指導を行います！

大地震で倒壊する恐れがあるのは住宅だけではなく、大きな建物も同じです。特に、いろいろな人が利用する商業施設や病院などの建物は、大地震で倒壊した場合、利用者だけではなく周辺への影響も大きいことから、県・市町村職員が建築物所有者を直接訪問して、耐震診断や耐震改修の実施を促します。

< 昭和56年以前に建築された住宅にお住まいの皆様へ >

～ 木造住宅の耐震診断と耐震改修のご案内 ～

昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、阪神・淡路大震災の経験などから、地震に弱いと考えられています。

地震の建物への被害は、地震の揺れ方によって違ってくるため、「これまでの地震で被害がないからこの建物は大丈夫」と判断するのは危険です。

平成23年東北地方太平洋沖地震では、内陸部だけで約1,500戸の住宅が半壊以上の被害を受けています。

岩手県では、大規模な地震から県民の皆さんを守るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象として、市町村と連携した耐震診断の支援、耐震改修への助成を行っています。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。